

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた  
中小企業・小規模事業者のみなさまへ

★★★  
感染症  
対応型

# 経営改善 サポート保証

新型コロナウイルス感染症の影響を受け業況が悪化した中小企業者の事業再生計画の実施に必要な資金について、据置期間に関する要件緩和や保証料の軽減措置により返済負担等を緩和することで、早期の事業再生を促すことを目的に創設された制度です。

## 本制度の 特徴

保証料率

0.2%!

保証期間

最大15年!

据置期間

最大5年!

ご利用  
いただける方

中小企業活性化協議会等の助言により作成した**事業再生計画**\*に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して**定期的に計画の実施状況を報告する**中小企業者。  
※当該計画に係る債権者全員の合意が成立したもの。

詳しくは裏面をご覧ください

ご利用にあたっては、信用保証協会の保証審査が必要です。ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

広がる夢のおてつだい  
**和歌山県信用保証協会**

和歌山県信用保証協会

検索



LINE 公式アカウント

【本 所】保 証 課 TEL:073-433-9705  
経営支援課 TEL:073-433-9704

【田辺支所】業 務 課 TEL:0739-22-4666

# 《経営改善サポート保証 制度の概要》

全国統一保証制度 経営改善サポート保証(感染症対応型)		和歌山県制度 資金繰り安定資金(経営改善・事業再生枠)			
以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。					
保証対象	① 中小企業基盤整備機構の指導・助言を受けた事業再生計画 ② 中小企業活性化協議会及び産業復興相談センターの指導・助言を受けた事業再生計画 ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき成立した計画であって、一定の要件をみたすもの ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資した事業再生ファンドが策定を支援した再建計画 ⑪ 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画	事業再生計画の実施に必要な資金	2億8,000万円【有担保：2億円 無担保：8,000万円】		
保証限度額		※資金繰り安定資金(経営改善・事業再生枠)単体の融資限度額：1億6,000万円			
保証割合	責任共有対象(80%保証)  ※次の①または②に該当する場合は例外的に責任共有対象外(100%保証)となります。 ①責任共有対象外の既往借入金を同額以内で借り換える場合 ②危機関連保証の指定期間中に申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金を同額以内で借り換える場合	国の保証料補助によりお客様負担は <u>0.2%</u>  補助前：責任共有対象 0.8%（経営者保証免除対応を適用する場合 1.0%） 責任共有対象外 1.0%（経営者保証免除対応を適用する場合 1.2%） 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外。			
保証期間	<b>15年以内(据置期間5年以内)</b> 一括返済の場合は1年以内				
担保	必要に応じて徵求				
保証人	原則、法人代表者のみ ※経営者保証免除対応の場合、保証人は不要。				
融資利率	金融機関所定利率	運転資金 設備資金	1.2%以内		
		返済資金	責任共有対象の場合：1.8%以内 責任共有対象外の場合：1.6%以内 ※返済資金に県融資制度以外を含む場合はそれぞれ0.3%上乗せ		
申込方法	金融機関経由	県融資制度取扱金融機関			
取扱期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日保証協会申込受付分				
備考	貸付実行後は、金融機関に対して定期的に計画の実施状況を報告する必要があります。				



和歌山県信用保証協会

和歌山県信用保証協会

検索

